

子ども・子育て支援新制度において新たに定める基準等に係る検討の視点について

1 制定又は改正を予定している条例（名称はいずれも仮称）

- (1) 盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例【認定こども園法第 13 条第 2 項】（新規）
- (2) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項】（新規）
- (3) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【子ども・子育て支援法第 34 条第 3 項，第 46 条第 3 項】（新規）
- (4) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例【児童福祉法第 45 条第 2 項】（一部改正）
- (5) 保育の必要性の認定基準【子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項】
- (6) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項】（新規）

2 基準案検討に当たっての考え方

市が条例等で定める基準は，国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに，地域の実情に応じて定めることとされております。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおりです。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが，当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば，地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容。

盛岡市が条例で定める基準については，国が示す基準を基本とし，保育やサービスの質を確保するために必要と判断される基準等については，現在の本市の基準と比較して検討の視点を整理しています。

3 基準検討にあたり部会で調査審議いただく事項について

第3回盛岡市子ども・子育て会議において次の部会が設置され、調査審議の対象事項は次のとおりとなっています。

部会名	調査審議の対象とする事項
幼児教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none">・ 幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業等に係る認可基準等・ 幼児期の学校教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及び時期・ その他必要な事項
地域子育て部会	<ul style="list-style-type: none">・ 放課後児童健全育成事業に係る設備運営基準・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内内容及び時期・ その他必要な事項

基準検討にあたっては，各部会において，次の条例等について調査審議いただくものです。

(1) 幼児教育・保育部会

- ・ 盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例【資料 1-2】
- ・ 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【資料 1-3】
- ・ 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【資料 1-4】
- ・ 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例【資料 1-5】
- ・ 保育の必要性の認定基準【資料 1-6】

(2) 地域子育て部会

- ・ 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【資料 1-7】